

平成28年第2回永平寺町議会臨時会議事日程

(1日目)

平成28年3月28日(月)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
(町長招集あいさつ)
- 第 3 議案第29号 平成27年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 4 議案第30号 永平寺町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について
- 第 5 議案第31号 永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改
正する条例の制定について

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(16名)

- 2番 滝 波 登喜男 君
- 4番 朝 井 征一郎 君
- 5番 酒 井 要 君
- 6番 江 守 勲 君
- 7番 小 畑 傳 君
- 8番 上 田 誠 君
- 9番 金 元 直 栄 君
- 10番 樂 間 薫 君
- 11番 齋 藤 則 男 君
- 12番 伊 藤 博 夫 君
- 13番 奥 野 正 司 君
- 14番 中 村 勘太郎 君
- 15番 川 治 孝 行 君

- 16番 長岡千恵子君
17番 多田憲治君
18番 川崎直文君

4 欠席議員（2名）

- 1番 上坂久則君
3番 長谷川治人君

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

| | | |
|--------|----|-------|
| 町 | 長 | 河合永充君 |
| 副町 | 長 | 平野信二君 |
| 教育 | 長 | 宮崎義幸君 |
| 消防 | 長 | 竹内貞美君 |
| 総務課 | 長 | 山下誠君 |
| 財政課 | 長 | 山口真君 |
| 総合政策課 | 長 | 太喜雅美君 |
| 会計課 | 長 | 清水和子君 |
| 税務課 | 長 | 歸山英孝君 |
| 住民生活課 | 長 | 野崎俊也君 |
| 福祉保健課 | 長 | 森近秀之君 |
| 子育て支援課 | 参事 | 吉川貞夫君 |
| 農林課 | 長 | 小林良一君 |
| 商工観光課 | 長 | 川上昇司君 |
| 建設課 | 長 | 平林竜一君 |
| 上下水道課 | 長 | 清水昭博君 |
| 永平寺支所 | 長 | 山田幸稔君 |
| 上志比支所 | 長 | 山田孝明君 |
| 学校教育課 | 長 | 南部顯浩君 |
| 生涯学習課 | 長 | 長谷川伸君 |

6 会議のために出席した事務局職員

議会事務局長 佐々木利夫君

書

記 朝 日 清 智 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時00分 開会

～開 会 宣 告～

○議長（川崎直文君） 開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

去る3月24日、町長より平成28年第2回永平寺町議会臨時会の招集告示がなされ、早速ご案内を申し上げたところ、各議員におかれましては、ご健勝にて一堂に会し、ここに本議会が開会できますことを心より厚くお礼申し上げます。

本日の会議事件の説明者として町長、副町長、教育長、消防長並びに各課長の出席を求めてあります。

本日の議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。これより平成28年第2回永平寺町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（川崎直文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、2番、滝波君、4番、朝井君を指名します。

～日程第2 会期の決定～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期を本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定しました。

次に、町長より招集の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） 平成28年第2回永平寺町議会臨時会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

桜の開花が報道されるようになってからしばらく冬に逆戻りしたような陽気でしたが、ようやく春らしくなってきました。議員各位におかれましては、ご壮健でご活躍のことと心よりお喜び申し上げます。

第2回臨時会のご案内を申し上げましたところ、新年度も間近に迫り大変お忙しい中、ご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

さきの19日に道の駅「禅の里」が、県内15番目の道の駅としてオープンいたしました。オープン初日は小雨が降るあいにくの天気でしたが、午前10時の開駅を待ちかねるよう数多くの皆さんが長蛇の列をつくり、開店と同時に店内に用意された特産品などをご購入いただきました。19日から21日までのオープニングイベント期間中は連日大盛況で、オープニングイベント3日間の入り込み客数は約1万5,000人とのことでございます。

また、全国に先駆けた道の駅カードは、本町道の駅オープンに合わせて県内で一斉に販売を開始しましたが、道の駅愛好家などの皆様の好評を得まして、準備した初版のカードは既に完売し、次のカードを準備中でございます。

このような集客を持続させ、地域や永平寺温泉を初め町内外の名所や施設が道の駅とともに共栄し地域を盛り上げる取り組みが必要と考えますので、今後ともご理解、ご協力賜りますよう、よろしくお願いいたします。

さて、振り返ってみますと、平成27年度は、地方創生元年の年として地方創生先行型交付金を活用し、永平寺町地域再生計画、永平寺町人口ビジョンや永平寺町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、地方創生の足がかりをつくる年でした。

これから始まる平成28年度は、地方創生実行の年として、永平寺町らしさの追求、ブラッシュアップ、町内外への発信、そして永平寺町らしい課題解決に向けての取り組みを行ってまいります。

昨年の12月には、地方創生交付金の第2弾である地方創生先行型上乗せ交付金タイプⅡを活用し、3カ国語に対応するインバウンド観光や、防災、安全・安心、暮らしの情報をわかりやすくスピーディに発信することに重点を置いたアプリ政策のAR事業に取り組んでまいりました。

今回の臨時会では、地方創生交付金の第3弾である地方創生加速化交付金を活用し、これまでの、そしてこれからの永平寺町の課題解決、永平寺町の強みを生かした地方創生をさらに加速させるための事業として、えいへいじ産学官協働プラットフォーム構築事業、越前加賀インバウンド推進事業を提案させていただいております。

えいへいじ産学官協働プラットフォーム構築事業は、永平寺町の強みである大学とのかかわりをより一層深め、大学生や若者がまちづくりで活躍してもらい、

若者の視点から見ても住みやすいまちを目指します。

また、これからますますふえ続ける空き家の対策として、寄附を受ける旧家を改装し、これからの空き家対策のモデルとしてどう取り組んでいけばよいかを探ってまいります。

さらに、行政が行うことができない、行政が行うことが効率的ではないが行政に求められているまちづくりを効率よく行うために、まちづくり会社設立の準備を、町内の各種団体はもちろん、大学、金融機関にもご参画をいただいて検討を行ってまいります。

さらに、町内企業の求人情報と住まいる定住補助金などの定住施策、給食費無償化や安価な保育料といった子育て施策に横串を刺し、これらの情報をわかりやすく掲載したパンフレットを作成し、永平寺町への定住はもちろんのこと、町内企業の求人、求職に役立てていきたいと考えております。

越前加賀インバウンド推進事業は、越前加賀インバウンド推進機構を設立し、福井県、石川県をまたぐ広域的な観光エリアに観光客、特に海外からの観光客をより一層呼び込み、町内産業を活性化させ町内雇用を創出するための事業となっており、あわら市、坂井市、勝山市、加賀市、永平寺町の4市1町で取り組んでまいります。

こうした課題解決に向けて地方創生を加速化するために、今回の交付金を活用し取り組んでいくための予算を計上させていただきました。これらの事業を実行し、若者からお年寄りまで誰からも愛され、住みやすい、笑顔で活躍できる永平寺町を目指してまいります。

地方創生は行政のみで実行できるものではありません。議会はもちろん、町民の皆様と一丸となって取り組んでこそ成果があらわれるものだと考えております。この先、10年後、20年後、100年後と町民の皆様から愛される永平寺町としてあり続けるために一生懸命取り組んでいきたいと考えておりますので、今後ともご理解、ご協力賜りますよう、よろしくお願いいたします。

さて、本日の臨時会は、平成27年度一般会計の補正予算、永平寺町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてご審議いただくため、開催したところであります。

それでは、本臨時会に提出いたします議案等について申し上げます。

政府は、一億総活躍社会の実現に向け特に緊急に実施すべき施策への対応とし

て、平成27年度補正予算にて地方創生加速化交付金を創設しました。地方創生加速化交付金は、これまでの地方創生の取り組みを加速させるため特徴的な事業の水平展開を図るとともに、自立性、先駆性や政策間連携を図ることを目的としています。

本町では、さきの地方創生先行型交付金、さらにその上乘せ交付金の交付決定を受け、地方創生の事業に取り組んでいるところであります。

今回、永平寺町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく施策の事業展開をさらに加速するため、地方創生加速化交付金を活用して、地域資源を活用した安定雇用の創出、新しい人の流れ、時代に合った誰もが住みやすいまちを目指し、えいへいじ産学官協働プラットフォーム構築事業、越前加賀インバウンド推進事業を申請していたところですが、このたび事業採択を受けましたので、補正予算として上程させていただくものです。

次に、条例の一部改正について申し上げます。

学校教育法の一部改正により、育児を行う職員の早出遅出勤務に係る規定を改正するほか、人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じ、本町の一般職及び特別職の給与を改定するとともに、関係する法律の改正による影響部分等につきましてもあわせて改正させていただくものでございます。

以上、本議会に提案いたします議案等についてその概要を申し上げましたが、詳細につきましては上程の際にご説明いたしますので、慎重にご審議いただき、適宜なご決議を賜りますようお願い申し上げます、開会のご挨拶といたします。

よろしく申し上げます。

～日程第3 議案第29号 平成27年度永平寺町一般会計補正予算について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第3、議案第29号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第29号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

本補正予算は、国の補正予算であります地方創生加速化交付金を活用して実施するものであり、全て平成28年度に繰り越しして実施するものでございます。

採択となりました事業は、地域資源を有効活用し、学生、若者、子育て世代の人の流れを永平寺町に呼び戻すためのえいへいじ産学官協働プラットフォーム構

築事業4, 400万円と、越前、加賀の4市1町が連携して外国人観光誘客を推進する越前加賀インバウンド推進事業負担金700万円でございます。

詳細につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

ご審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

○議長（川崎直文君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） それでは、議案第29号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算について、提案理由の補足説明をさせていただきます。

議案書の3ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,100万円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億2,489万6,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、4ページから5ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

第2条の繰越明許費の追加については、6ページの第2表、繰越明許費補正のとおりで、今回計上しました事業につきましては全て、国の補正予算である地方創生加速化交付金を活用して実施するものであり、平成28年度に繰り越して実施するものでございます。

初めに、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

10ページをお願いします。

款2総務費、目1一般管理費の42万1,000円及び目5企画費の4,357万9,000円、合わせて4,400万円は、えいへいじ産学官協働プラットフォーム構築事業に要する経費で、寄附を受ける旧家を、学生、若者の参画できるプラットフォーム活動拠点施設として改修するほか、まちなかデザイン事業の実施やまちづくり会社設立に向けた産学官連携事業を推進する費用として計上するものでございます。

今後、まちづくりに主体となって取り組んでいただく嘱託職員の賃金として306万6,000円を計上しているほか、委託料では、まちづくり会社設立に向けた事業化調査に185万1,000円、学生や若者によるまちづくり参画条例やまちなかデザイン事業の推進に426万円、地域特色のある教育、地方への若者の流れなど地域の課題を大学等と共同研究する委託料として452万6,000円を計上しております。また、将来の定住、移住促進につながるよう産学官協

働の取り組みを町内外に広くPRするため、情報発信イベントの開催に216万円、CM等広告作成、町内企業の求人支援対策としてのパンフレット作成などの委託料として222万円を計上しております。

なお、活動拠点施設に関しましては、産学官協働の一環として地元商工会や大学などの協働による整備を行うこととし、整備費用として2,000万円の補助金を計上しております。

11ページをお願いします。

款7商工費、目3観光費の越前加賀インバウンド推進事業負担金700万円は、永平寺町、あわら市、勝山市、坂井市及び石川県加賀市の4市1町で構成する越前加賀宗教文化街道推進協議会が実施する、海外からの観光客誘致に力点を置いた観光誘客推進事業に対する負担金を計上するものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

戻りまして、9ページをお願いいたします。

款13国庫支出金、目1総務費国庫補助金、地方創生加速化交付金5,100万円につきましては、今回、歳出予算として計上いたしました各事業への充当財源として計上するものでございます。

以上、議案第29号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 総合政策課長。

○総合政策課長（太喜雅美君） それでは、総合政策課より補正予算の補足説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、先ほど町長が説明しましたように、国の補正予算であります地方創生加速化交付金に対し、2月19日に町は事業計画を県を通して国に申請をしております。その結果、3月18日に国から内示が届きました。その結果をもとに今回の補正予算をさせていただくことになりました。

それでは、予算説明書の3ページをお願いしたいと思います。

総合政策課所管の補正予算の説明をさせていただきます。

総務費、企画費のえいへい産学官協働プラットフォーム構築事業の賃金306万6,000円につきましては、まちづくり会社設立に向けた調査、研究や、まちづくりに関する事業に従事していただく嘱託職員の賃金でございます。採用は公募をしたいと思っております。

次の旅費、費用弁償48万7,000円。これにつきましては、この事業に関する視察研修等の旅費でございます。

需用費100万円、この事業に関連する消耗品及びまちづくり参画条例広報パンフレット、プラットフォーム拠点施設及びその周辺の紹介パンフレットの印刷製本費でございます。

それと、役務費の広告料400万9,000円でございますが、これにつきましては、永平寺町の住みやすさ、子育てのしやすさ、また永平寺町のイベントなどの情報を月刊誌や公共交通機関の車内等の広告スペースに広告を掲載する費用でございます。

委託料でございますが、まちづくり会社設立準備調査委託料、これにつきましては、各種団体及び福井大学産学官連携本部と連携しまして、まちづくり会社の事業内容、事業計画、資金計画等の立案を行う業務でございます。

次の学生まちづくり参画条例制定、学生まちなかデザイン創造事業委託料、これにつきましては、学生や若者が永平寺町に積極的に参画できるような体制、地域が学生を受け入れやすいような体制づくり、また永平寺町内の施設に町のお知らせや重要な事項を掲示する掲示板等をデザインする業務でございます。これは福井大学と若者とが連携してやる事業でございます。また、一部そのデザインを実施する業務でございます。

地域課題探求プロジェクト事業委託料、これにつきましては、永平寺町まちづくりに対するいろいろな課題がございます。それを都会、地元の双方の観点から洗い出し、人の流れに対する解決策を見出す業務を、東京の早稲田大学及び福井大学等の共同で行う事業でございます。また、特色ある教育の面から、東京オリンピック開催や新幹線福井駅延伸などで海外から観光客がふえることが予想される中、子どものときから、ちっちゃいお子様から外国人や英語に親しめるような永平寺町内の各小学校、各幼稚園で英語に触れ合う機会をたくさんつくるということを福井大学と共同で行う事業でございます。

産学官協働情報発信イベント委託料、これにつきましては、永平寺口駅前広場等において、農、商工、鉄道、大学、各種団体等が町内外の方に永平寺町のよさを体感していただけるようなイベントを開催する費用でございます。

産学官協働プラットフォーム広報作成委託料、これにつきましては、永平寺町がまちづくりする過程や成果を町内外の方に知っていただけるようなPR動画を作成しまして、YouTubeやCMなどで配信をしたいと思っております。

また、永平寺町では求人はたくさんございますが求職者は少ないというのが現状でございます。商工会と連携しまして、永平寺町内にある事業所、個人事業所も含めて、求人情報とあわせて、永平寺町のよさであります子育てのしやすさ等のPRを、情報を盛り込んでこのパンフレットにしたいと思っております。また、プラットフォーム拠点施設でございます、今度新しくつくる拠点施設並びにその周辺の施設、これを折り込んだパンフレットも作成をさせていただきたいと思っております。

下のほうの補助金の2,000万円につきましては、永平寺地区で寄附をしていただける旧家がございます、その旧家を今回のプラットフォーム事業の拠点施設とさせていただくため、プラットフォームの枠組みを活用しまして商工会や大学、地元の方、若い方と協働でこの改修をするために商工会に補助する補助金でございます。

1ページをお開きください。

1ページは総務課所管ではございますが、総務費の共済費の社会保険料42万1,000円。これにつきましては、先ほど説明させていただきましたまちづくり関係の仕事に従事していただける嘱託職員の社会保険料でございます。

次に、歳入を説明させていただきます。

2ページをお開きください。

国庫補助金、地方創生加速化交付金5,100万円。これにつきましては、今回のえいへい産学官協働プラットフォーム構築事業4,400万円、広域連携事業の越前加賀インバウンド推進事業700万円でございます。補助率は10分の10でございます。全額平成28年度に繰り越しをさせていただくことになります。

以上、総合政策課の3月補正の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のほど、よろしくお願い致します。

○議長（川崎直文君） 商工観光課長。

○商工観光課長（川上昇司君） 商工観光課関係の説明をさせていただきます。

予算説明書4ページをお願いいたします。

先ほど町長のご挨拶にもありましたように、越前加賀宗教文化街道というものを組織しておりまして、これまで「祈りの道」というDVDの作成などを通して地域の活性化、永平寺地区、加賀市、坂井市、あわら市との誘客を図ってまいりましたが、今後、インバウンド推進機構ということで改編させていただいて国外

からの誘客を図ることとしております。

この事業につきましては、観光誘客推進といたしまして、調査、分析、ツールの制作委託、またセールススクール、広報プロモーション委託という事業を考えております。また、商品開発等の広域連携の強化ということで、商品開発または創業など、事業者間の広域連携強化を推進するためのセミナーなども考えております。

今回700万円をお願いするものでございますが、各市町合わせまして3,500万の事業となっております。

よろしくご審議いただきますよう、お願いします。

以上です。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8番、上田君。

○8番（上田 誠君） それでは、質問をさせていただきます。

今回は国の予算の10分の10のということで、永平寺町が新しく地方創生へ向けて永平寺町の、ある面では観光も含めて基盤となる一つの事業だというふうに私は評価したいと思いますし、今後これが永平寺町の発展につながるものと思って質問をさせていただきます。予算の内訳がいろいろあって、先般でも質問があった、全員協議会での説明もあったんで重複するかもしれませんが、再度お願いしたいと思います。

まず1点目です。プラットフォーム事業で、まちづくりをするための嘱託職員を1名雇うということです。あのときも質問出たと思うんですが、嘱託職員、処遇が約束されているのが1年ということであります。ですから、そこらあたり今後どうするのか、その嘱託職員に対してどのようにある面では責任を持つのかというのが1点です。それから、その嘱託職員を選ぶに当たっての人物像であるとかスキル制であるとか、どういうところをちょっと起点というんですか、着目してそういう者を選考するのかというのをお聞きしたいというふうに思います。

それから2点目です。プラットフォーム事業に関する旅費、具体的に視察と言っていますが、ある程度、町が、そのまちづくり会社の中身にもよるかと思うんですが、具体的にどういうふうなところを見に行くのか。例えば都会なのか、山間地なのか、海なのか。要は、まちづくり会社をやっているところのどういうところを町は目指しているのか。それは出てからだといえそうかもしれませんが、

ちょっとそういうのがあったらお願いします。

それから広告、いろんな形での広告が出てます。これは後のデザインのところも若者の、または学生、大学のほうと協賛しながらデザイン性の中で設けるということです。そこでひとつお聞きしたいのは、その配布先とか、どこをターゲットにしてそういうものをつくるのかとか、そのジャンルとか対象をどう絞っていくのかというのをちょっと、それを委託してるんやと言ったらそれまでかもしれませんが、町としてどう考えているのかをちょっとお聞きしたいというふうに思います。

同じその後の広告料の400万のところ、月刊誌、それから公共交通機関という形ですが、大体期間とかそういうものはどうなのか。具体性があったら、わかればお知らせいただきたいというふうに思います。

それから、まちづくり会社の設立の準備委託料ということで福井大学と連携して、これは今度はそれを事業的に続けていこうと思うと、予算であるとか構成メンバーであるとか、それが具体的に出てるんですが、町としてどういうふうなイメージというんですか、そういうものを持って考えてるのか。そこらあたりをちょっとお聞かせいただきたいなというふうに思います。

よろしくお願いします。

○議長（川崎直文君） 総合政策課長。

○総合政策課長（太喜雅美君） お答えさせていただきます。

まず、1点目の嘱託職員の件でございますが、一応町としましては、ある程度まちづくりに熱意のある方、そういう方を求めています。当然選考に当たりますれば面接もさせていただきますし、作文もレポートも出させていただきますし、面接では発表をして、そんな長々の時間はとりませんが、5分程度のスピーチをしていただいて、その人の考えとか経験、そういうものを見定めたいなと思っております。

1年間ということでございますが、まちづくり会社は今後設立をして、そちらのほうへこの方は移行していただくような感じを思っております。

それと、視察でございますが、今、具体的にどこというふうなのはまだ決まっておりませんが、まちづくり会社の設立準備におきまして、こういうところへ行ってみたいとかこういうところを勉強してみたいということがあれば、そちらのほうへ行きたいと思いますが、先進地というか、まちづくり会社を設立しまして成功しているまちもございますが、言葉は悪いですが、失敗したところもありま

す。そういうところも見ながら視察に行きたいと思っております。

それと、広告でございますが、配布先、これは先ほど申しましたように、町内外の方に知っていただくということでいろんな手法を使って町内外に出したいと思いますが、これも産学官連携で、どういうところに出したらいいのか、効果があるか、そういうことをしながら広告を出していきたいと思っております。

それと、先ほど月刊誌、公共交通機関ということがありましたが、今想定していますのは、月刊誌は隔月、毎月じゃなくて隔月で年6回ほど出したいなど。これはいろんな町のいいところ、子育てしやすいとかいろんなPR、それに町のイベントなんかも含めていろいろな情報をここで発信したいと思っております。それと公共交通機関の広告でございますが、今これは、想定はえちぜん鉄道を思っておりましたが、今回連結しまして福井鉄道さんにもつながるということから、ちょっといろんなことを今後考えますが、年間の広告というふうに想定をしておりました。

それと、まちづくり会社の設立準備といいますが、イメージということでございますが、町としましては、今後いろいろな町民のニーズとかそういうことに応えられるような、そういうものを踏まえて、行政ではできないことができないかなとも思っていますし、またこれも今後、この設立準備委員会でいろんなことを具体的に話していきたいと思っております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 8番、上田君。

○8番（上田 誠君） 私も期待するところでもありますし、町民も期待していると思います。

ちょっと二、三点気づいたので再度質問します。

先ほどの、どういうんですか、嘱託職員の見きわめ、面接いろいろとありましたが、私がちょっと考えるには、やはり、その専門家と言うとおかしいですが、いろんな立ち上げに協力した方々の専門的な目が一つ。それから、今後まちづくりの会社を設立するのであれば、その協力者である資本のところとか参画メンバーの方々の目から見た対象者の選定というのも僕は必要かと思えます。

それから、1年契約ですが、今ほどの発言の中で今後のまちづくり会社云々の話が出ました。やはり募集に当たっては、これできるかできんかちょっと検討いただきたいんですが、今後のまちづくり会社は確実に設立していく中から、その後の処遇のことについては、町だけじゃなくて、先ほどの参画している金融であ

るとか行政であるとか、そこらあたりからの支援も受けれてるよと、それもトータル的にそんなその後の話も、やはり具体的にできるような形での、要は公募というんですが、それが私大事だと思いますが、そういうふうに思ってますが、この点1点。

もう1点、月刊誌云々のところがあるんですが、今ほどえち鉄とかいろんなありましたが、誘客を行うためのPRの広告なのか、または若者が定住してもらうための広告なのか。その若者定住も都会の方を呼び込むのか、県内の、例えば福井市内、通勤圏があると思うんですが、福井市内関係のところをターゲットにするのか。そこらも含めて町としてある程度要望を出して、できるなら2種類なりそんなのを考えてちょっと明確なところを、やはりこちらから具体的に町からその委託先に当たってるんじゃないかと思いますので、そこらも含めて。そうすれば当然月刊誌のところに出すところも決まってくるでしょうし、そのターゲットも含めて出てくると思うんで、ある程度そこらあたりは具体的に条件を言ってもいいんじゃないかなと思いましたので、そこらあたりも含めて再度できたら、ちょっと具体性を話していただくと助かります。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 嘱託職員さんの件に関しましては、今回、金融機関とか大学とかそういった専門的な分野の方にも入っていただきますので、採用のときにはまたそういった方々にも何らかの形で参画して意見を聞かせていただく。そういったところから参画していただくというふうなもの、今の上田議員の質問の中で前向きに検討させていただきたいと思っております。

もう一つ、広告につきましては、先ほど言いましたえちぜん鉄道と福井鉄道、この2つの中で、やはりサラリーマンの方とかそういった利用されている方に、永平寺町でちょっと家を建てるのを検討してみようかなとか、そういった方々に対して広告できるのかなと思いますのと、もう一つは、人が集まる場所によって、例えば学生さんがよく集まる場所であったり高齢者の方が集まる場所、そういった場所によって広告の仕方といいますか、もう一つは、そういった世代に対して重点的に説明するといいますか、全てどこもかしこも一緒な広告ではなしに、ターゲットとそういったのを絞った広告を今回のこれで1回やらせていただきたいと思います。今思っております。

それと、観光誘客につきましては、これも5市町連携の中で、インバウンドについてはその5市町でやればよいなと思っておりますし、もう一つは、永平寺町で

今こういうふうな発信をしようと思っていたのが、ひょっとしたらその5市町での発信の仕方と一緒になればそのほうが効率がいいとか、そういったのもしっかりと見ながら効率的にやっていきたいと思っております。

○議長（川崎直文君） 8番、上田君。

○8番（上田 誠君） 公共交通のところではち鉄とか福井鉄道の話がありました。

やはり若者は今、結構、動いている人はみんな車なんでね。ちょっとこれ、例に出すのはちょっと。町長の発言でそういうポイントを絞ったポイントという、そのところをおっしゃってたのは、まさにそこだと思いますので、例えば若者は車を必ず買いますから自動車のディーラーのところに必ず置いとくとかね。要は、若者が一番あれするんであって、電車の中の広告によって盛り上げるのは結構ですけれども、果たしてそれが目に入るかといったらなかなか若者の目に入らん部分もあるので、本当にそのポイントを産学官協働の中でしてもらえばいいんですが、さっき言ったように、町がポイントとかそういうものをきちっとすることによって向こうもいろいろ考えていただけると思っていますので、ぜひその町の要望とかを出していただければというふうに思っていますので、よろしくをお願いします。

○議長（川崎直文君） 総合政策課長。

○総合政策課長（太喜雅美君） 今議員仰せのことを十分承知しましたので、今後、車のディーラーとか若者が集まる場所でまた考えていきたいと思っております。

○議長（川崎直文君） ほかにありませんか。

2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） まず、産学官協働プラットフォーム（地域資源活用型）構築事業について質問をさせていただきますが、まずこのタイトルがちょっとわからないのですが、産学官協働っていうのはわかるんですけど、プラットフォームという意味はどういったものを指しているのかということと、その括弧書きが地域資源活用型ということになってますが、このプラットフォームには幾つかの型があって、その中のこれなんですよっていうことがわかったら教えてほしいのと。

他に先進地のようなどころがあるのかどうか。

3つ目に、旧家を改修して拠点施設をつくるということですが、この施設の活用は幾つかのことを考えているのかなと思うんですけども、ここへ出てくるのは合宿施設とかセミナーハウスとかプラットフォーム活動拠点とか、後々まちづくり会社の拠点施設になるんですかね、ということになりますと、多分その施設の中に幾つか活用するスペースをつくるんだらうと思っていますが、ちょっとそれを

教えていただきたいなど。

4つ目に、広告料400万9,000円と委託料があるわけですが、これは、後に出てくる委託費の中にPRコンテンツ制作っていうのがあったと思うんですけども、そこの関連性があるんでしょうか、ないんでしょうか。

今回の予算ですけれども、大変、トータルで5,100万ですか、中身がたくさんあってなかなかわかりづらいんで、ちょっと整理してお願いいたします。

○議長（川崎直文君） 総合政策課長。

○総合政策課長（太喜雅美君） まず、プラットフォームのことでございますが、プラットフォームという言葉はあらゆる、これ今回事業がいっぱいございまして、その中のいろんな事業の拠点施設ということでプラットフォームというふうにさせていただいております。当然まちづくり会社の拠点にもなりますし、先ほど言いましたように、活用としましては、家の、緑の村とかふれセンとか四季の森とかいろんな施設の宿泊施設もできますと、あと研修とか、大学が使っていただいて研修、セミナー、そういうことにも使ってもらえるような施設、そんなことでいろんな事業のプラットフォームというか拠点ということでプラットフォームとさせていただいております。

それと、地域資源の話ですが、これはこの公民館というか旧家を再生をしておりますので、地域のものを使っているということをちょっと書いてございます。

それと、先進地ということですが、こういう施設は全国に幾つかございます。ただ、なかなか、永平寺町には当然ございませんが、今後こういうなのも視察の対象になるのかなと思っております。

それと、広告料のことでございますが、先ほどのまちづくりに関するPRCM、動画、それとこの広告とはちょっと違います。先ほど言いましたように、月刊誌に永平寺町の住みやすさとかそういうものを載せる広告料でございますので、このまちづくりに皆さんでつくっていくという動画の制作とはまたちょっと違っております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今回改築する、今、緑の村が使ってる、合宿で使われてたり大学生のセミナーハウスとかという意見がありましたが、現に緑の村は結構多くの大学生が合宿で使っていただいて、よその市町で宿泊してそこを使うというある程度のニーズはあります。

ただ、その施設を1年間運営して収益を上げるためには、ただそれだけの、一部の夏休みの冬休みだけではなしに、もう一つは、例えばですけど、観光客の方に泊まっただけでないか、そういったのを研究して、1年を通してのランニングコスト、そして収益をどういうふうに上げていくか、まちづくり会社の収入にどういうふうにつなげていくかというのを金融、また大学と1回入っていただいてそういったのを研究して空き家を有効に利用するという、今回それが目的です。

○議長（川崎直文君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） プラットフォームというのは、あの施設も指しますけど、いろんな事業をやる拠点やというようなことで解釈すればいいのかなと思うんですけども。この間、委託費の中でコンテンツの話を書きましたら、たしか動画とか雑誌とかっておっしゃってたので、この4番の広告料にも関連してるのかなと思ってたんですけども、そうではないということですね。

それじゃ、続きまして、これ委託料が今回、産学官、特に学生さん、大学を巻き込んでということではありますが、これ知事も地方創生の中で言っているんですよ。福井の目指す教育っていうところの4つの重点施策の中で、県内の5大学の学生が合同で福井の産業、歴史、文化に関する教養科目を学ぶ大学連携センターの設置とかっていうんですけども、それと関係あるのかなと思っているのと。

あと、国もおんなじようなことを言ってるんですけども、大学が拠点となって地域活性化をすると、その拠点の大学を、多分国は幾つか指定して28年度予算をつけるんだらうと思いますが、それに福井大学が該当したんだらうかなって、これはわからないですけども。そういう予算を盛ってやっていく中で、うちがそういったところを活用するというイメージなのかなと思っているんですけども、いかがなんでしょうか。

それと、県内ではそのような福井大学を活用した産学官の事業をやっているような市町があるのでしょうか。

それから、委託料のまちづくり会社設立準備185万1,000円あるわけですけども、まちづくり会社の設立の準備ということでここで大学の学生さんとやるということですが、たしか説明の中で7つのゼミの教授に依頼をしてというような話があったと思うんですが、7つの課題を7つのゼミに依頼しているのかどうかということを知りたいのと、この準備委託料で185万1,000円って具体的に何に使うのかなって少し気になる点であります。

それから、次の学生・若者まちづくり参画条例制定・学生まちなかデザイン創

造事業委員委託料、まちなかデザイン駅舎等案内サイン制作委託料426万というふうになっておりますが、まず若者がまちづくりに積極的に参画できるような環境づくりということで、これは多分、まちづくりをしますよというPRをしながらそういうふうに参加してほしい人を集めるというイメージなんだろうと思うんですけども、そのために広告を打つってということなのかなと思うんですけども、基本的にこれ大学に委託しているので、そういう人らが学生さんを中心にやってもらうんですが、そのほかにも参画していただくということなんでしょうか。どういう方に参画していただくように狙いを定めているんでしょうか。

そうやってしながら、今度、「まちづくりデザイン」とか「駅舎等の」って書いてあるんですけども、この永平寺も広いですから、具体的にどういったところの地域をやろうとしてるのかなって。もう駅舎って出てるのである程度絞り込んであるのかなと思うんですけども、その辺をちょっと教えていただきたいなと思います。

とりあえず。

○議長（川崎直文君） 総合政策課長。

○総合政策課長（太喜雅美君） 一遍に言われましたので、ちょっと抜けてたらまたお願いします。

まず、大学で5つの大学と一緒に連携するのかということですが、今、福井大学はCOC+というのをつくりまして、県内の5大学、福井大学、県立大学、福井工業大学、仁愛大学、あと敦賀の大学、この5つの大学、ここと連携して事業を行う。その事業を行うのが、福井大学が代表校になっております。永平寺町はそこと一応連携するということで、県内の5つの大学とも何らかの感じで絡むかなと思っております。

それと、他市町ではこういうことをやっていますかという話ではありますが、私、実はそこまでちょっとあれなので、後日またご報告をさせていただきます。

それと、デザインの話でございしますが、永平寺町内にいろんな広報をするようなところがございします。そんなところで若い人と、どういうところにこういう情報を出したほうがいいのか、こういうデザインにしましょうと、そういう感じをことし1年つくっていきたいと思っております。それと、駅等のデザインと具体的に入っておりますが、今、町は、松岡駅の前にあります大きな案内看板でございしますが、それを何かデザインできないかなと思って予算を要求させていただいております。

それと、大学の若い人たちだけが参画するののかという話でございますが、町としましては、大学生、当然ゼミとかそういう感じなので若い方がいますが、町内の大学生じゃない若者、こういう方も入っていただいて一緒に永平寺町のその参画しやすい体制というのを考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 具体的に委託料の学生まちづくり参画からデザインのほうが出てきたんですけれども、要は、426万というのはその制作費も含めてのこととということでありますね。

それから、次の地域の課題探求プロジェクト事業委託料452万6,000円とありますが、これは早稲田大学あるいは福井大学さんに、いろいろまちづくりについての課題を明確にしてもらい、その解決、あるいは、教育の部分では英語の教育にということではありますが、この452万6,000円って人件費が入ってるんですかね。何に使うのかなと思います。

それから、永平寺産学官情報イベントとありますが、これ業者に委託するということですが、ここは全く業者のみの委託なんでしょうか。その企画も含めて産学官というイメージを持っていらっしゃるのでしょうか。

それとあと、この産学官というところでいろいろ事業が出ているわけですけど、大学あるいは業者があるわけですが、例えば「産」のところには商工会なども入っているわけですが、デザイン会社あるいはイベント会社というのも「産」のところに入るのでしょうか。もっと言ったら、森ビルさんも全てのところでかかわってくるから「産」というようなイメージをとられているのでしょうか。

○議長（川崎直文君） 総合政策課長。

○総合政策課長（太喜雅美君） まずは地域課題のところでございますが、一つは、先ほど申しましたように、東京の早稲田大学と福井大学と地元の大学生、それと都会の学校、学生、ここの2つの観点から、若者がいかに地方へ戻ってくるか、そういうところも含めた地域の課題、こういうことをいろいろ共同で研究していただいて町に提言していただきたいということを願っております。

それともう一つ、外国語の教育でございますが、これは福井大学の語学センターと協働で、向こうのほうから、ALTさんが今町内には少ない、2人の方で動いているみたいなことを聞いておりまして、それ以上にこちらのほうへ入ってい

ただいて、幼稚園、小学校でそういう講義というか授業、そういうことをやっていただけるようなことで、大学と連携してそういう事業をやっていききたいということでございます。

それと、イベントのところ産学官連携という話やったかなと思うんですが、これは先ほどちょっとご説明させていただきましたが、今想定してるのは、永平寺口駅前、商工会とか、「農」といいますと農協さん、地元の農家の方、いろんな大学、それから各種団体、それと若い人たち、いろんな方でイベントをやっていただくような感じで、これは普通のイベント会社への委託料でございます。

森ビルさんは、今回、いろんなところでいろいろ提言を受けようかと思っておりますが、具体的にここで森ビルさんが入ってほしい、ここで入ってほしいというのはまだちょっと思っておりませんが、今後、協定もございますので、できるだけ入っていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（川崎直文君） ほかにありませんか。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 今回のいわゆる加速化交付金に伴う事業というのは、ちょっとやっぱり、いろいろ説明見てるんですがわかりにくい、率直にそう思います。それで、この事業の目指す方向、狙いがどこにあるのかというのは、どうも幾つもあるようなんですね。だから個々の事業をもう少しきちっと項目を、わかるような項目に示していただいたほうがいいんじゃないか。どうも見てると、学生が合宿に使ったりするという意味では、緑の村周辺の何か整備も考えてるんだろうなというのは私の中では思うんですが、それが合ってるかどうかはわからないんですね、ここで見てると。傘松閣というのは出てきますけど。

拠点とか、あと駅舎の問題やらとあってあると、町の課題も学生に見てもらおうということが出てくると、きちっとやっぱり項目を上げて、どこを考えているんだよというのを示してほしいと思うんですね。包括的な文章にすればどんな事業にも当てはめられるということで予算化しているということになると、こういう町の議会の説明としてはちょっとわかりにくいかなと思うんで、最初に言わせます。前も聞いたんですが、これは入り口予算で、いろんな研究をした後で課題解決のためにいろんなことをやらなあかんことが出てくるはずですね。そんな事業との関連も含めて、やっぱり入り口のときには説明してほしい。今はそれがいいですね。

あと、大学との連携ということで、僕は、国が言う、県が、知事が示してるということで大学を活用するというのがあるんか知らんですが、大学の活用って学生に直接仕事をしてもらおうというわけじゃないわけでしょう。大学に考えてもらおうでしょう。そこをはっきりさせておかないとどうなるんか見えないと思うんですね。特に大学というのは研究機関ですね。ですから、単年度でその事業の依頼が終わってしまうのか。僕はちょっと考えられないんですね。特にゼミっていう話が出てきたんで、研究したりするなら最低でも3年でしょうね。1年で成果出せっていうのが大学に対して失礼というんか、そういう活用の仕方をするとしたら、それはなめた話ですわ。僕はやっぱりそこはきちっと研究機関としての役割も果たしつつ、要するに、大学にとっても、金目的でなしに学生にとってどうなのかという成果を上げていくために研究していくんでしょから、そこは行政としても大学とかかわるときにはそういうスタンスをきちっと持たなあかんのです。そこがどうも見えないんで、どうなのかなって。少なくとも大学の活用という意味では、本町では、こういう予算化してきちっと進めていこうという意味では初めての取り組みやと私は思っています。だからそこは安直にならないように、きちっとした方向性を持っていただきたいと思うんですね。ということです。

それと、3回しか質問できんので、もう最初に全部言っとかんとできんようになると思うんで。やっぱり若い人たちの意識調査も含めてですかね、やられるということでキャッチフレーズなんかもぜひ、これは若い感覚で考えていただくありがたいなと思うんですね。地方ですと、やっぱり自分のやった仕事が見える地方化、埋もれる大都市化という意味でも随分違うと思うんで、何かそんなわかりやすい、若者を引きつけるキャッチフレーズなんかもこういう中では考えてもらうようなこともやっていただけるとありがたいのかなと思うんです。

最後に、まちづくり会社です。やっぱり町がやりにくいとか言うんですが、なかなか見えないんですね。今までまちづくり会社っていうと、まあまあうまくいっているか、完全に破綻してるかということが多いうように思うんで。ただ、まちづくり会社がいろいろやる中で、産官学って言いますけれども、「産」の責任の曖昧さがいつも、要するに行政が最終的に責任をとっているというのが多いんですね。そこをどうしていくかということ、やっぱりきちっと入り口のところで話していかないとなかなかうまくいかんのでないかな。

そんなことも含めて、ちょっと答弁をお願いします。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず、この目的がというので、先ほどの所信の中でも申し上げさせていただきましたが、この学生のまちとして、大学があるまちとしてもう一步進めていって、連携を強化して、またいろいろ大学の知識をいただきながら参画していただいて進めるというのが一つと。

もう一つ、また課題、議会からもよく指摘もいただきますが、空き家の利用について、これもやはりこういった機会を捉えて、一步進めて永平寺町らしいそういった取り組みができないか。観光地でもありますし、学生が来ていただけるというのもありますので、空き家の有効利用といった意味で、今回、この加速化交付金を使わせていただいてちょっと先進的なことができないかというのをやらせていただくのと。

まちづくり会社には、今、行政に求められているまちづくりというのが非常に多様化してきていますが、行政がやることによって効率が悪くなったりすることもあります。いかに効率よくそういったのが、まちづくり会社、行政ができないけど、町がやらなければいけないのではないかとか、そういった中でまちづくり会社が有効に機能すればいいなと思っておりますし、そしてこれも情報発信につきましてもなかなか、今までは広報紙とかフェイスブックとかそういった媒体でしたが、もう一度、先ほども申し上げましたが、誰をターゲットにどういった情報をどういうふうにごどこへ発信したらいいのかというのが大切だと思いますので、町内、町民の皆さんにも今の町の取り組みとかそういったのもどんどん発信していきたいと思っております。

それと、ゼミには失礼じゃないかというご質問をいただきましたが、そういった研究をされている教授が中心になっていただいてそのゼミの学生も参画していただくとか、そのゼミの学生さんからまた、学生の参画をどういうふうに広げていったらいいのか、ここに住んでいる学生の気持ちになってどういうふうなものを町に求めているかというのでも聞きたいですし、もちろんそのゼミの教授、その先生の専門的な研究されていたことをこのまちづくりに生かしていただきたいというのもありますので、そういった面からは、この大学との連携、7つのゼミと連携するわけなんですけど、窓口も福井大学の産学官連携本部というところを窓口にやっていきますので、大学のほうも大学の研究と、また支援というのを考えていただけるのかなと思っております。

○議長（川崎直文君） 総合政策課長。

○総合政策課長（太喜雅美君） 先ほどのキャッチフレーズですが、これはぜひ考えたいと思っております。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 僕がちょっと示させていただいたのは課題なのかなと思っておりますけれども、やっぱり新たな方向へ一歩踏み出そうとするときにどうしていくのかなというのなかなか見えないんで、その辺はわかりやすく説明をお願いしたいと思います。

特に大学との連携について言うと、これまで県立大学を何のためにつくったんかというなのは、僕、県にもそれなりの狙いがあったと思うんですね。この地域でやっぱり役立つ人たちをどう育てるか、育むかということやとは思いますが、そういう意味では地域との連携なんかが県立大学でやられてるのかなと思うと、なかなかこれまで、個々でいろんな足がかりをつくってきた人たちはいるんですが、最近ではそれもちよっと足音が遠くなってるのかなという感じがしています。

僕はそういう意味では、県の大学ですから、そこらは本当に地域の問題、教授含めてゼミなんかでやっていけば、その依頼する依頼しないだけの問題でなしに研究課題は今たくさんあると思うんですね。そういうなのもこういう中で、県内の5大学の連携というのはわからんわけでないですが、もっと違う役割を、町内にある大学については行政も求めなあかんし、向こうもそういうことでいろいろ果たしていただくべきではないかということをやっぱり声を大にして言っていかなあかんのではないかなって思っています。

とにかくわかりやすい説明の内容をお願いしたいのと、大学で研究なんかをお願いするときには、あんまり単年度、性急な解決とかいろんな成果は求めずにやっぱり地道な積み上げをやっていってもらおう。そんなことを願いつつ、これは本当に今回はあんまりよくわからんのです。全体的にわからないので、じっくり見させていただく一つのいい、私にとっても勉強になるのかなと思っているところです。

以上です。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今回、大学と連携する中で、単年度で終わるのではないかといいですか、その中で新しい課題が生まれたり次の展開というのも考えられる可能性も非常に高いと思いますので、それにつきましてはまた、そこで打ち切るのではなく、次の展開、次どういうふうにしていくとかかそういったのはまた引

き続いた事業になると思います。

○議長（川崎直文君） ほかにありませんか。

13番、奥野君。

○13番（奥野正司君） えいへいじ産学官協働プラットフォーム構築事業について、まず第1に、古民家を改修して宿泊あるいはセミナー会場等に利用するということは目玉といいますか、一つの核だと思いますが、全体の中で、この事業とまちづくり会社設立準備調査に200万ほどを使うということになっていますけれども、このまちづくり会社との関係はどういう関係なんでしょうか。まずそれが1つですね。

といいますのは、今その2,000万を投入して古民家を改修してベースとして使うということとまちづくり会社との絡みが、どうしてもまちづくり会社がそこを、説明聞いてますと当面運用するように受け取るんですけど、それでいいのか。

それからもう一つ、そのまちづくり会社というのは、例えばこの総額5,100万の補助金は10分の10、100%国の補助金でスタートできますけれども、これは、何といいますか、実験店舗というんか、単発的に経験値としてやってみるというふうに捉えてらっしゃるのか、町の資金を扱わないのでそういうふうにやってみようというふうに位置づけてるのか。それとも、継続的にまちづくり会社を地方創生の一つの機関として位置づけているのか。もしそうであれば、このまちづくり会社というのは、当然行政がちょっと携わりにくい部分もカバーしていくということであれば、活動に制約を受けないように法人格を持たれると思うんですけども、その法人格はどういう法人格を考えてらっしゃるのか。それから、その組織、企業としての法人であるとすれば、マネジメント、人的な構成、規模、それから資本的な構成、規模、それからその組織のコントロール、企業統治の主体は誰が持つのか。出資金の配分あるいはマンパワー、人的な、誰が行くかということにもかかわると思いますけれども、その点と。

それから、このまちづくり会社が設立された場合、既存の組織とのすみ分けあるいはそのカバー範囲をどういうふうに分けていくのか。例えばシルバー人材さんであったり、永平寺町の商工会があったり、永平寺町の観光物産協会があったりしますが、そのすみ分けはどういうふうに今捉えてらっしゃるのか。

それから、継続企業体としてこの組織が活動していく場合に、当初は10分の10の補助金でスタートできますが、後の運転資金あるいは設備資金等々の資金

供給はどこがするのか、あるいはそのまちづくり会社が自分で資金調達をして運営していくのか。

そこら辺についてどうお考えになっているのかお聞きします。

○議長（川崎直文君） 総合政策課長。

○総合政策課長（太喜雅美君） まず、今回の古民家を改修する、ここが核となるのかということです。当然ここを核として町は考えております。

それと、まちづくり会社がこの拠点を運営するのかという話でございますが、今はまだできておりませんが、行く行くはそちらのほうで運営をしていただきたいと町は考えております。

それと、法人格を取るのかというお話でございますが、当然町は法人格を取って運営をしていただきたい、そういうふうに思っております。

それと、規模とか主体とか出資金の件でございますが、これはやはり金融関係の方とかいろんな方と相談というか協議しながら今後決めてまいりたいと思います。当然町も出資をすることになると思います。

それと、他の組織との関連はということで、当然まちづくり会社がいろんなことに仕事を伸ばしていきますと、既存の団体、シルバー人材センターさんとか社会福祉協議会さんとか、あるいは農協さん、商工会さん、いろんなところが今現在動いておりますので、そこには余りというか影響が出ないような、どういうことが影響が出ずにこの会社をやっているかというのをこれから協議をさせていただきたいと思っております。そういう話のときには、そういう団体さんの方も当然中に入っていて、出資したりそういう話も協議をしていきたいと思っております。

それと、運転資金のことでございますが、基本的にはまちづくり会社が自主運営するのが一番いい話なんです、これも、町の出資もございしますが、これはまちづくり会社でどういうふうに経営、運営するかというのもここで考えていただきたいと思っております。その運営資金とか活動資金に関してはまちづくり会社で、今後設立しましたら考えて経営をしていっていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 13番、奥野君。

○13番（奥野正司君） 設立後のランニングといいますか、継続企業となっていく時点での資金調達はその法人が資金調達すると。そこによって、ただし、例えば

会社の内容がね、まだ十分に資本蓄積ができていなければ当然担保とか保証人という部分が発生せざるを得ないと思いますが、もしそこら辺で保障、担保あるいは助成金をそこへまた投入するのであれば、企業統治はどこが統治するのか、イニシアチブはどこが持つのか、それはやはり戦略としてきちんと定めておかないとまずいのかなというふうに思います。

○議長（川崎直文君） 総合政策課長。

○総合政策課長（太喜雅美君） 当然まちづくり会社は町が設立を考えておりますので、町が全く知らないという話ではないので、町がある程度イニシアチブをとっていかねばならないと思っております。

○議長（川崎直文君） ほかにありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

自由討議の提案ありますか。

自由討議なしです。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

議案第29号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算についての件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。11時30分より再開いたします。

（午前11時20分 休憩）

（午前11時30分 再開）

○議長（川崎直文君） 休憩前に引き続き再開します。

～日程第4 議案第30号 永平寺町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第4、議案第30号、永平寺町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第30号、永平寺町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、学校教育法の一部改正により、育児を行う職員の早出遅出勤務に係る規定を改正するものです。

詳細につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

慎重にご審議いただきますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） それでは、議案第30号、永平寺町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案書は12ページでございます。

学校教育法等の一部を改正する法律により、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たな学校の種類として規定され、この4月1日から施行されます。この改正を受け、本町における関連条例を改正するのが本議案の目的でございます。

この条例の第8条の2第1項では、請求により早出遅出勤務が認められる職員として規定しておりますが、この規定につきまして、先ほど申しました新たな学校の種類でございます義務教育学校の前期課程を追加し、またこれに合わせて特別支援学校の小学部を追加しております。

施行期日といたしましては、学校教育法改正の施行に合わせ、平成28年4月1日としております。

以上、ご説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

自由討議の提案ありますか。

自由討議なしとなります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第30号、永平寺町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第5 議案第31号 永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第5、議案第31号、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第31号、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じ、本町の一般職及び特別職の給与を改定するとともに、関係する法律の改正による影響部分等につきましてもあわせて改正を行うものです。

詳細につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

ご審議いただき、妥当なるご決議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） それでは、議案第31号、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案書は13ページでございます。

今回の条例改正の目的でございますが、昨年8月の人事院勧告を受け、国家公務員の給与改定法案がことし1月20日の国会で成立されましたので、本町の一般職及び特別職の給与につきましてもその内容に準拠するものでございます。

また、地方公務員法及び行政不服審査法の改正等に関連する条文もございまして、あわせて改正を行うものでございます。

改正条例は5条立てになっております。第1条から第3条は一般職の給与に関する条例、第4条から第5条は特別職の給与に関する条例の改正となっております。

ます。

改正条例の第1条では、一般職の勤勉手当、職務分類表及び給料表の3点を改正するものでございます。

勤勉手当支給率の改正につきましては、平成27年12月1日に遡及して適用するものでございます。平成27年12月期の支給率を従来の「100分の75」から10引き上げ、「100分の85」にするものでございます。

次に、職務分類表の改正でございますが、5級及び6級の規定を現状に合わせるため、文言の改正を行うものでございます。

次に、議案書の13ページから19ページまでの別表第2の給料表についてでございますが、人事院勧告に準拠し官民格差を埋めるための引き上げ改定を行うものでございます。引き上げ幅につきましては、平均改定率0.4%となっております。改正につきましては、平成27年4月1日に遡及して適用するものでございます。

議案書の19ページの第2条でございますが、平成28年度の勤勉手当の支給率を改正するものでございます。先ほど改正条例第1条で、平成27年12月期の支給率を「100分の85」、6月期の支給率を「100分の75」、年間支給率を「100分の160」とさせていただきますが、平成28年度は6月期と12月期の支給率を均等にするため、それぞれの支給率を「100分の80」に改めるものでございます。

以上の改正につきましては平成28年4月1日からの適用となっております。

次に、改正条例第3条でございますが、地方公務員法第24条の改正により、関連する法律の改正により影響を受ける部分の改正となります。

第6項が第5項に繰り上げになりますので、「第24条第6項」となっているものを「第24条第5項」に改正いたします。これはさきの3月議会においてお認めいただいたものでございます。

次に、行政不服審査法の改正による条例改正でございます。「審査請求期間」と「異議申立て期間」が、改正法の第18条の「審査請求期間」に統一されたので、改正をさせていただきます。これも先般の議会でお認めいただいたところでございます。

以上2点につきましては、改正法の施行に合わせ、平成28年4月1日としております。

続きまして、議案書の20ページの改正条例第4条でございますが、ここからは特別職給与条例の改正となっております。

平成27年12月期の町長等の期末手当に関する改正となります。12月の期末手当の支給率は「100分の137.5」となっております。この率を、町長等の期末手当では0.2引き上げ「100分の157.5」と読みかえる旨のただし書きを追加させていただきました。これにより、6月期の支給率「100分の122.5」と12月期の「100分の157.5」と合わせ、年間支給率は「100分の280」となっております。

議員の期末手当に関する規定の改正でございますが、町長と同じく平成27年12月支給分の支給率について、現行の「100分の145」を「100分の165」とし0.2の引き上げを行い、6月期の支給率「100分の130」と12月期の「100分の165」を合わせ、年間支給率は「100分の295」となることとなります。

次に、改正条例第5条でございます。先ほど改正条例第4条により平成27年12月期の支給率を100分の20引き上げましたが、平成28年度からの支給につきましては、この100分の20を6月期と12月期に100分の10ずつ振り分けるための改正を行うものでございます。また、議員皆様の期末手当につきましても同様に、平成28年から6月期と12月期に引き上げを100分の10ずつ配分することとしております。

以上、ご説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

自由討議の提案ありますか。

自由討議なしです。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第31号、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する

条例の制定についての件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(午前11時42分 休憩)

(午前11時42分 再開)

○議長(川崎直文君) 休憩前に引き続き再開いたします。

以上をもちまして、本臨時会に付されました案件は全て議了しました。

これで本日の会議を閉じます。

各議員におかれましては、大変お忙しいところをご参集をいただき、ここに全日程を終了しましたこと、心から厚くお礼申し上げます。

今後とも議会運営につきましては、皆様方の格段のご協力をお願い申し上げ、平成28年第2回永平寺町議会臨時会を閉会します。

町長より閉会の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長(河合永充君) 閉会に当たり一言ご挨拶申し上げます。

本臨時会にご提案申し上げました議案につきましては、慎重にご審議をいただき、そして妥当なご決議を賜り、まことにありがとうございました。

いよいよ桜の開花も始まり新緑の好季節を迎えます。議員各位におかれましては、健康に十分留意され、ふるさと永平寺町のためにご活躍いただきますよう心からお願い申し上げます、閉会のご挨拶といたします。

ありがとうございました。

(午前11時44分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員